

まちづくりだより

平成20年3月16日発行
(2008)No.51

発行
知立連続立体交差事業
促進期成同盟会

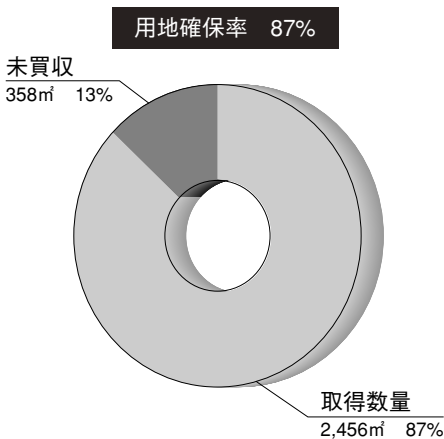
編集
知立市都市整備部
都市開発課鉄道高架係

知立駅付近連続立体交差事業 用地取得状況

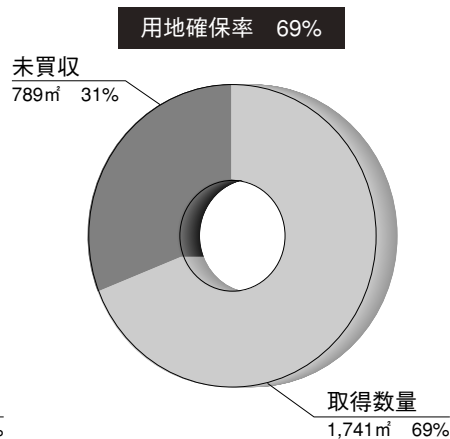
現在、名古屋本線における新鉄道用地、仮線用地、環境側道の事業用地取得率（借地を除く）は、平成20年3月現在で全体数量約10,300㎡の内、約87%となりました。連続立体交差事業の事業用地は西町逢生地区、西町草刈地区、宝町塩搔地区、駅南地区、駅北地区、堀切地区、新富地区、及び弘栄地区となっており各地区にて用地交渉を行っていますが、関係者のみなさんのご協力により用地の取得が着実に進んでいます。

念願の仮線工事着手まで目前に迫ってきました。平成20年度は仮線工事の準備工事である明治用水の移設工事など着手します。引き続き関係者、関係各機関のみなさんにご協力をお願いしていきます。

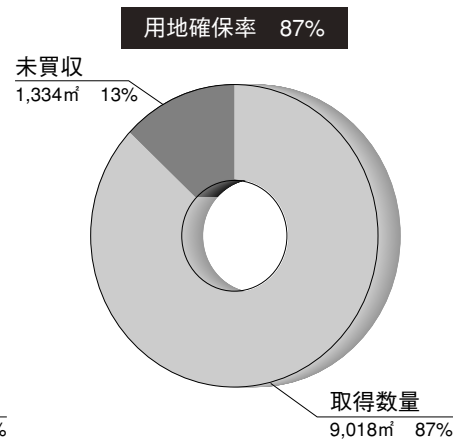
新鉄道用地



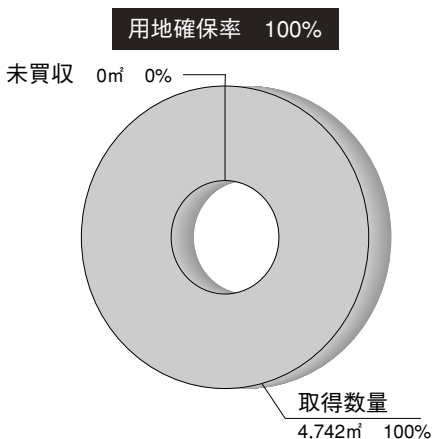
関連側道



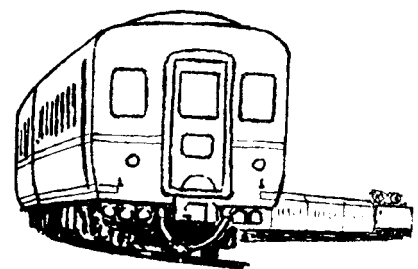
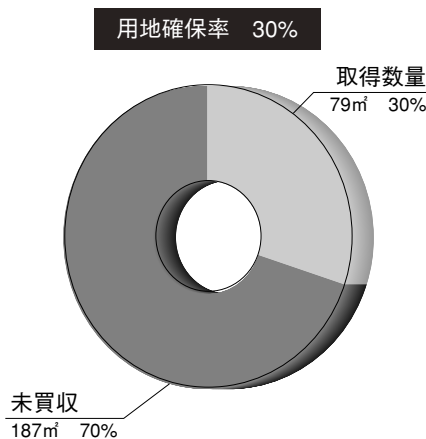
合計



仮線用地(買収区域)

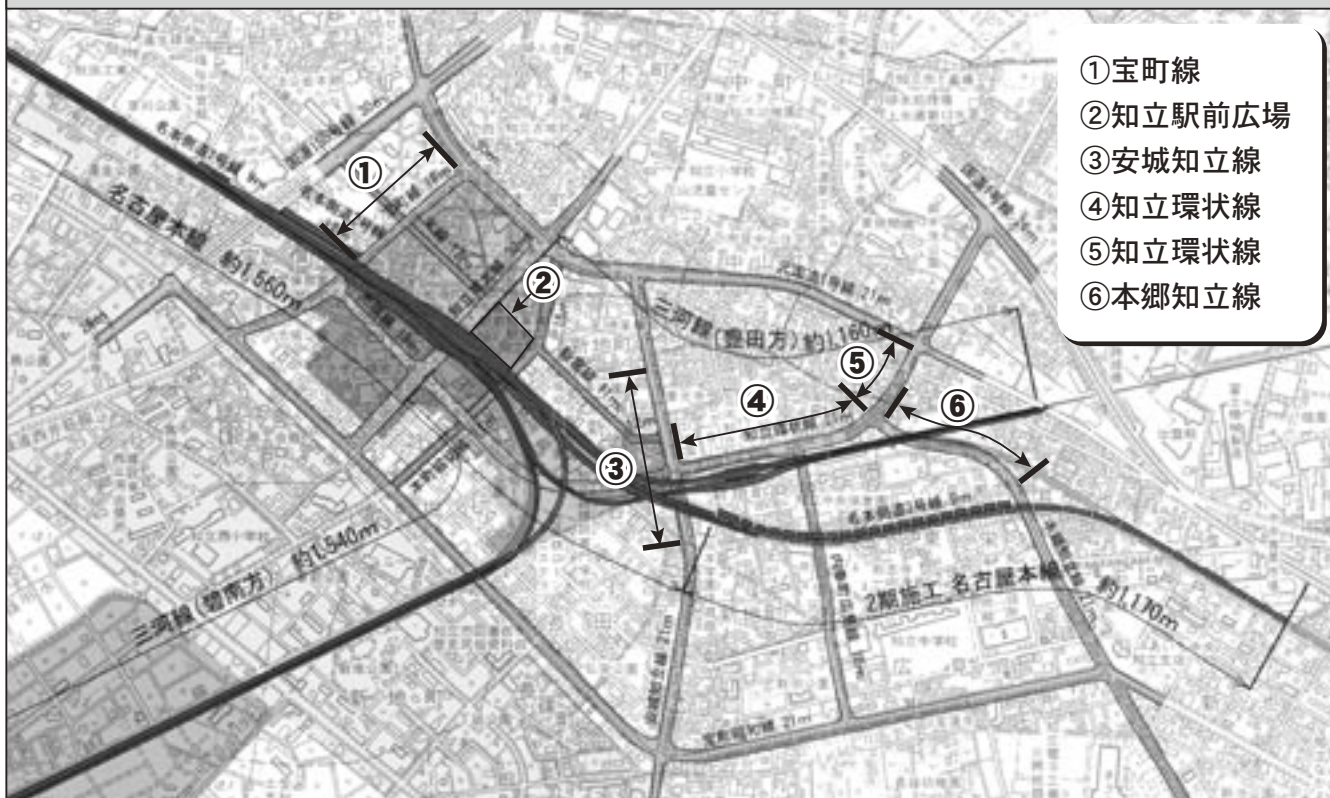


付替側道



知立連続立体交差関連公共施設整備事業の紹介

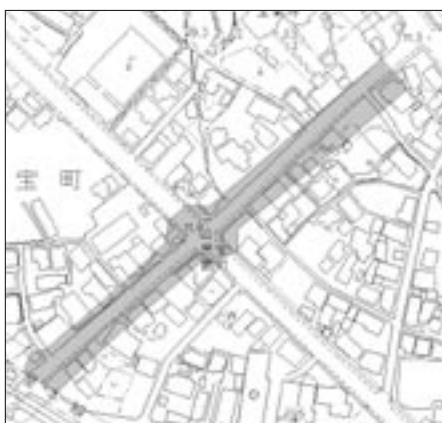
知立連続立体交差関連公共施設整備事業での整備箇所図



連続立体交差事業は複数の踏切を一斉になくすことにより、交通渋滞の解消、踏切事故の防止、鉄道利用者の混雑率緩和に効果のある事業です。また、線路で分断された市街地の一体化を図り、まちづくりの活性化にも寄与するものです。

そして、知立連続立体交差関連公共施設整備事業とは、連続立体交差事業にあわせ、周辺市街地において一体的に実施する必要がある街路事業、土地区画整理事業を総合的にかつ効果的に整備する事業です。

この事業において、知立駅付近連続立体交差事業の進捗にあわせ次の街路5路線と知立駅前広場の整備を実施します。



①宝町線（知立市施行）

計画延長247m、幅員18m

東側半分は、知立駅周辺土地区画整理事業において整備され、西側半分をこの事業で整備し、幹線道路と接続します。



②知立駅前広場（知立市施行）

知立駅周辺土地区画整理事業地内
連続立体交差事業で行う駅舎整備と
併せて実施します。

次に紹介する③安城知立線、④・⑤知立環状線、⑥本郷知立線の3路線は、知立駅付近連続立体交差事業における名鉄三河線（豊田方）の高架化に伴う踏切交差道路を付け替える必要があるため、一連の付け替えルートとして連続立体交差事業の進捗にあわせ整備を実施します。

また知立駅周辺の土地区画整理事業において整備される幹線街路と接続することにより知立駅への円滑なアクセスと市街地交通の安全性向上が可能となり、まちづくりの活性化に寄与するものです。



③安城知立線（愛知県施行）

※この路線は事業認可を受け現在事業中です。
計画延長305m、幅員21～23m

事業期間

平成19年9月27日～平成28年3月31日（予定）



④知立環状線（愛知県施行）

計画延長380m、幅員23m

⑤知立環状線（知立市施行）

計画延長128m、幅員23m



⑥本郷知立線 （愛知県施行）

計画延長300m、幅員21m

建築規制に関する Q & A

◆ **問：都市計画決定されている区域に建物を新築したいのですが、何か気をつける点がありますか。**

答：都市計画決定の決定告示日以降は、次のような建物以外の新築はできません。

1. 階数が2階以下で、かつ、地階を有しない建物。
2. 主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造の建物。

◆ **問：安城知立線は事業認可されていますが、上記以外にも制限はあるのですか。**

答：前ページ③の安城知立線は事業認可を受け、具体的な事業の実施段階となっています。安城知立線事業区間内では、下記の制限があります。

- (1) 事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする人は、当該土地建物等、その予定対価の額や当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他国土交通省令で定める事項を書面で施行者に届け出なければなりません。
- (2) (1)の届出があった後、最大30日以内に施行者が届出をした人に対し届出に係る土地建物等を買取るべき旨の通知をしたときは、当該建物等について、施行者と届出をした人との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなされます。
- (3) (1)の届出をした人は、(2)の期間内は当該土地建物等を譲り渡してはいけません。
- (4) 事業地内で、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建築物の新築、改装、増築その他工作物の建設等を行う場合には、知事の許可が必要となります。

※建替えなどの計画のある方は、市役所都市計画課、都市開発課、又は愛知県知立建設事務所建設第一課（平成20年度から組織改編により名称変更予定）とご相談ください。

問い合わせ先

知立市 都市整備部 都市開発課 鉄道高架係
(知立連続立体交差事業促進期成同盟会事務局)

TEL 0566-85-5881
0566-85-5882

FAX 0566-82-5775

E-mail tosikaihatu@city.chiryu.lg.jp